



意見書第 1 号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による「春日部市に児童相談所の設置を求める意見書」を、宮代町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年 3 月 29 日提出

宮代町議会議長 合川 泰治 様

提出者 宮代町議会議員 丸 栄 一

賛成者 〃 山下 秋夫

〃 〃 丸山 妙子

〃 〃 西村 茂久

〃 〃 金子 正志

〃 〃 小川 厚 乙

春日部市に児童相談所の設置を求める意見書

宮代町を管轄する越谷児童相談所は、越谷市・春日部市・幸手市・杉戸町・松伏町・宮代町と広い範囲を限られた職員で担当し、困難を抱えています。ところが、20万人以上の都市で、児童相談所がないのは、県内では春日部市だけです。

広範な業務と役割を持った児童相談所ですが、埼玉県では中央（上尾市）、南（川口市）、川越、所沢、熊谷、越谷、草加の7か所の児童相談所でさいたま市を除く全県の相談・対応にあたっています。特に、児童虐待に関する相談・対応はコロナ禍以降増加傾向にあります。

よって、子どもの命を守るために、緊急対応ができ、一時保護のできる児童相談所を早急に近隣の春日部市に設置するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月29日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 合川 泰治

埼玉県知事 大野 元裕 様